

内閣総理大臣 安倍晋三 様

2014年7月2日

全国フェミニスト議員連盟

共同代表 会津 素子（千葉県成田市議会議員）

共同代表 皆川りうこ（東京都国分寺市議会議員）

事務局 小磯妙子（神奈川県茅ヶ崎市議会議員）

茅ヶ崎市鶴が台 14-5-202 T/F 0467-52-6731

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使の容認に反対する声明

私たち全国フェミニスト議員連盟は女性の政治参画を推進するために活動している市民と議員による団体で、会員は約200人である。今回の憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定に断固抗議する。

本年5月、安倍首相は私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」からの報告を受け、集団的自衛権の行使を認めるという憲法解釈の方向性を表明し、政府・与党に検討を指示した。

当初、与党である公明党は解釈変更には慎重の態度を表明したが、政府・自民党は与党協議の場で、新たな3要件を提示した。「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」の文言が入るなど、意見がいくつか採り入れられたことを理由に、公明党は「行使は限定的に行われる」として、最終的には受け入れに転じた。

多くの反対や不安の世論がある中、国民的議論を欠いたまま7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定に至った。

しかし、新たな3要件は抽象的な文言であり、行使に具体的な歯止めとなる規定ではなく、逆に武力行使の範囲を広げるおそれがある。

日本は戦後、憲法9条のもと、非戦・非軍事を謳ってきた。他国との問題は、外交的対話によって平和的解決を追求すべきである。

日本は、立憲民主主義の国であり、内閣総理大臣をはじめ全ての政府関係者には、憲法遵守の責務がある。憲法解釈を変える閣議決定をすることは、国民主権や立憲主義の否定にのみならず、不法行為を政府自らがおかすものである。

そもそも、この閣議決定は、憲法98条違反であり無効である。

私たち全国フェミニスト議員連盟は、このような事態を断じて許すことはできない。

よって、政府に対して厳重に抗議し撤回を求めるものである。